

【市町村への個別避難計画作成を支援するにあたっての基本的な考え方】

令和7年度までに優先度の高い避難行動要支援者の計画作成を達成するため、戦略的に市町村支援を行う。

・全体から個別支援へ

限られた組織体制の中で取り組みを有効に進めるため、ターゲットや支援の内容を時間軸に沿って変化させる。

- (初期) 全市町村や関係団体等に対して、全体的、横断的に情報発信や研修を行い、基礎的な知識、相互理解を深める取組を実施
- (中期) 計画作成の進捗状況を見極め、情報の共有の方法や研修内容を工夫し、好事例を他の団体に伝える取組を実施
- (後期) 取り組みが進んでいない市町村にターゲットを絞り、個別に支援を実施



・多様な関係者間の連携

まずは危機管理部局と福祉部局・医療部局の連携を最優先
災害対応のハード整備やハザードマップなどを所管する土木部局が地域に入って、避難行動を時間軸に沿って整理するコミュニティタイムラインの取り組みと連携し、個別避難計画への地域での理解を広げる。

・実践力の向上

避難支援の実践力の向上を目的に、自主防災組織と連携し、実技ができる講師を招へい
支援者の自信向上を図り、地域でのリーダーシップを発揮していただけるよう取組む。

・国のモデル事業を呼び水として予算取得

R 3 の国モデル事業の成果を示し、R 4 年度以降の取組方針を丁寧に説明し、市町村の支援のための予算を確保

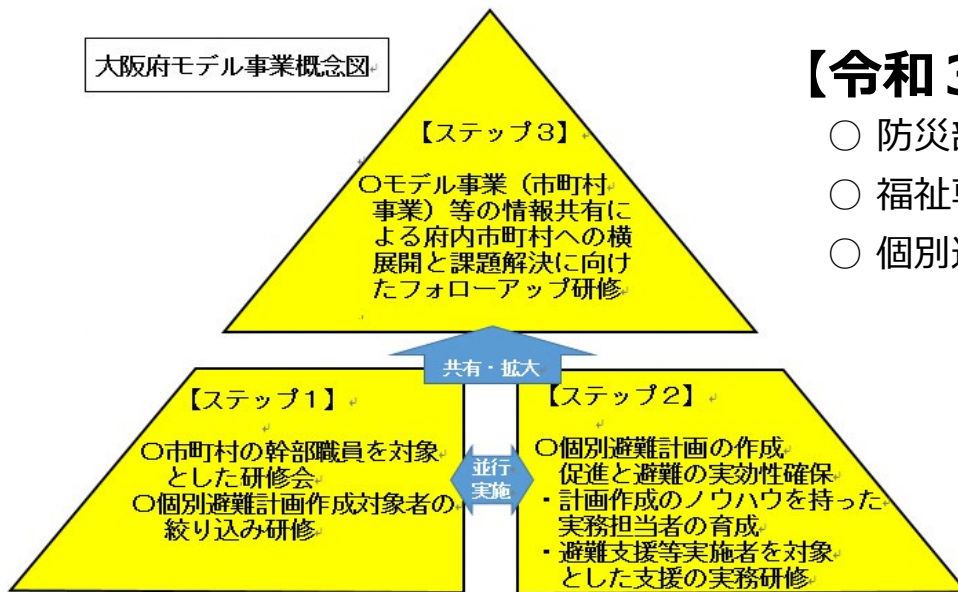
【個別避難計画作成支援に係る本府の意気込み】

- 名簿の絞り込み
- 先進事例の共有
- 個別避難計画作成支援



令和7年度までに府内全市町村の計画作成完了！

大阪府モデル事業概念図



【令和3年度における取組のポイント】

- 防災部局と福祉部局における目的の共有と連携
- 福祉専門職など個別避難計画作成に携わる方々を対象に研修実施
- 個別避難計画と親和性のよいコミュニティタイムラインとの連携

【主な取組】

＜市町村のマネジメントを担う部局長への研修＞

個別避難計画の作成促進のためには、首長の強いリーダーシップが必要。首長をサポートする副市町村長や危機管理部局長等のマネジメント力の向上が必須と考え、法改正の概要や取組指針などの制度説明や部局間連携や避難支援等関係者をつなぐ「インクルージョン・マネジャー」の必要性を意識づける研修を実施

＜個別避難計画作成関係者を対象とした研修＞

計画作成のポイントとなる福祉専門職等の関係者と連携を目的に、「民生委員」、「介護福祉士」、「ケアマネジャー」、「医療関係者等」を対象とした計画作成の必要性や地域調整会議への参画について理解を促すための研修をウェブで実施。終了後には、YouTubeによる配信を引き続き行っており、多数の福祉・保健医療関係者等に閲覧してもらうことができています。（令和4年2月28日現在、再生回数1,074）

＜自主防災組織への避難支援訓練＞

避難支援等を実施する方々に地域のハザードや要配慮者に関する理解促進を図るため「自主防災組織リーダー育成研修」を毎年実施。今年度は避難支援の実践力を高めることを目的に、実技指導ができる防災士などを招へい。「おんぶ紐」、「車椅子補助介助棒」、「レスキューキャリーマット」等を使用した救出・搬送の実技訓練を実施

＜コミュニティタイムとの連携＞

土木部局が取組んできた、高齢者や障がい者等を含む地域の避難行動を時間軸に沿って整理する「コミュニティタイムライン」との親和性がよいことから、土木事務所との会議や対象市町への説明会の機会を捉え、「コミュニティタイムライン」との連携について、積極的に働き掛けを行った。このことにより、一部地域では個別避難計画の作成につながった。

【令和4年度に向けて】

課題

- 市町村防災部局と福祉部局等との連携不足
- 個別避難計画作成に携わる関係者の技能不足
- コミュニティタイムラインと個別避難計画の同時作成への負担感

対応策

- 研修には必ず防災部局と福祉部局等と一緒に参加できるよう配慮
- コミュニティタイムライン作成が先行している地域を優先させるなどの検討

来年度に向けた取組のポイント

- 福祉関係者に防災分野の研修を行うなど、専門外の分野を対象とした関係者研修を実施
- 福祉や医療の関係者等を対象とした、ワークショップ形式による模擬地域調整会議の開催などによる個別避難計画の作成手法等に関する実践的な研修を実施

【市町村が個別避難計画作成にあたって必要と考えるプロセス】

1 強いリーダーシップによる役所・役場内の連携体制の構築

ハザードの状況を把握する危機管理部局と高齢者や障がい者の心身の状態を把握する福祉部局との連携が不可欠
市町村長に重要性を認識いただき、リーダーシップを発揮してもらう。

2 優先的対象者の絞り込み

自然災害発生時において、一人でも多くの避難行動要支援者の命を守るために、リスクの高い方から優先的に計画を作成

3-1 連携体制の構築

避難行動要支援者の普段の生活状況等を詳細に把握されている福祉事業者の方の参画が欠かせないと考えられる。
民間団体との連携が必要

3-2 避難支援等実施者の確保

助けることができる方よりも助けを必要とする方が多い現状。避難場所や避難経路等が決まったとしても、いざという時に実際に助ける人がいないと個別避難計画を作成することができない。平時から地域の民間事業者と連携しておくことや避難支援等実施者になり得る人材の発掘、養成を並行して実施

3-3 地域調整会議の運営に要する予算の確保

個別避難計画作成にあたっては、福祉・医療専門職等が携わる地域調整会議を開催し、意見を取りまとめることが必要
個別避難計画案の作成を福祉事業者等に依頼する場合、市町村が地方交付税を予算化し、対価を支払う交付要綱等を定めておくことが必要